



韓国における大学登録金の負担緩和の歴史

パク, コヨン
多胡, 太佑

(Citation)

日韓/韓日対話 第5回企画 日韓/韓日における高等教育に係る権利保障運動・漸進的無償化運動
—— (韓国) 大学教育研究所KHEIパク・コヨン所長らの論考をもとにした対話 ——

(Issue Date)

2023-06-17

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482430>



翻訳：多胡太佑（尹太佑）

韓国における大学登録金の 負担緩和の歴史

π

パク・コヨン（大学教育研究所所長）

1. 国家の国民に対する義務と責任

- 生命と財産の保護
- 国家安保
- 医療
- 住居
- 仕事
- 教育



教育のみ
義務教育

2. 教育・義務教育・無償義務教育・生涯教育

○韓国は小学校（1959年から）、中学校（2002年から）まで無償義務教育（を受ける権利）

○高等学校は無償教育（2021年から）

・高校全学年（1～3年）の在學生に入学金・授業料・学校運営支援費・教科書代を支援し、学費負担なく学校に通うことが可能。

・国公立私立高校全てが支援の対象。但し、学校長が入学金・授業料などを定める私立学校（自律型私立高校など）は対象外。

・高校無償教育政策は、交付金法上の特例条項をその根拠とするものであることから、2024年までに限って実施される。

○高等教育の無償教育化の必要性の増大

3. 近代における韓国的高等教育の初期

○日本による植民地時代には、京城帝国大学の他に4年制私立大学を許可せず、専門学校（専門大学）のみ許可した。

○ [私立大学中心]

解放（終戦）とともに始まった連合軍軍政期（1945～1948年）に専門人材の育成と国民の教育熱に対応するために国公立大学より私立大学の誘致（設立）に努める。

☞ 多くの私立専門学校を4年制大学に昇格→大学の急増→大学設立の抑制策

○ [受益者負担原則]

この頃、費用は学生や保護者が受益者とする見方のため、1990年まで政府による私立大学に対する支援は皆無であった。

☞ 高等教育の受益者が「企業と国家」だという点は考慮されなかった。

4-1. 私立学校法制定(1963年)以降

○朝鮮戦争以降60年代までアメリカの教育援助（少数の大学に集中）

[私学財政支援事業]

○私立学校の自主性の確保、公共性の高揚のため制定（実は、公共性よりは自主性を強調）

—その背景には、「大学亡国論」（一部私立大学の不正が深刻化し、大学の企業化現象のため国が潰れそうになる）があった。

○1990年までは、私立大学に対する政府の財政支援は皆無（1989年韓国私学振興財団の設立）

— 1990年以降私学財政支援が増えてきたものの、絶対的規模は小さく、それさえ一部の私立大学に集中している。

○財政支援は、評価に基づく差等支援（大学の二極化の深刻化）

4-2. 私立学校法制定(1963年)以降

[登録金政策の歴史]

- 1969～1977年 登録金値上げの統制と解除を繰り返し、その後再び統制
- 1980年 チョン・ドゥファン政権の行政部が卒業定員制を施行→学生定員の増加
- 1981年 登録金自律化。その後、自律・抑制の繰り返す。
- 1988年 ノ・テウ政権時の行政部の卒業定員制の廃止、登録金自律化

5. 私立大の登録金自律化措置と学生側の反発

○登録金自律化 → 私立大学の登録金の急騰、世界トップレベル

○学生側の全国的・組織的対応が本格化
(全大協：全国大学生代表者協議会 → 韓総連：韓国総学生会連合)

○レンギョウ闘争（学期が始まる頃の春、レンギョウが咲く時期）、教育財政の確保を求める対政府闘争（恒例行事化）

6. 大学期成会費の返還訴訟と授業料統合の 計略

○私立大学学生、登録金の大幅な値上げに反対する一方、学長らが授業料と寄付金の性格を持つ期成会費を統合した形で告知しようとするに対して提訴するものの、1999年敗訴（期成会費を授業料に統合）

○国立大学学生、登録金の82%を占める期成会費を返還することを求めて提訴したものの2015年敗訴（期成会費を授業料に統合）

7. 所得二極化の深刻化と高額登録金による 家庭の経済的負担の増大

- 1992年から登録金値上げ率が物価上昇率より2～3倍高い
 - 2008年、私立大学の登録金の場合、1989年の自律化措置当時の5倍に値上げ

- その一方で、2008年当時の高校卒業者の大学進学率は83.8%

- 1分位所得者の年間所得に占める登録金の割合
 - 1989年 49.8% → 2008年 65.6%急増
 - 10分位の場合、1989年 30.0% → 39.1%に増加

8-1. 半額登録金要求の爆発と半額登録金論争の本格化、そして国家奨学金制度の導入

○「高額登録金」が社会的、国家的争点に浮上

→ 2006年地方統一選挙、2007年大統領選挙の際、当時の与党は公約として「登録金負担を半分に減らす」、「就職後償還学資金制度」、「所得連動型融資制度」などを掲げた。

○半額登録金の論争が拡大すると、政府は「登録金値上げ率上限制」を施行

→ それにもかかわらず、2011年半額登録金問題が最大の社会的な話題に

→ 「半額登録金の実現と教育公共性の強化のための国民本部」（市民社会団体、学生・保護者団体）が発足し活動を開始

8-2. 半額登録金要求の爆発と半額登録金論争の本格化、そして国家奨学金制度の導入

○続けて、教育科学技術部（日本の文科省）は、2011年、「**国家奨学金事業計画**」（2011年に比べ、25.3%の登録金負担の軽減の効果）を明らかにし、2012年から施行

→ 現在に至るまで、奨学金支援の対象と額が増加（2020年、現在所得下位3区間以下の学生まで年間50万ウォンを給付、返還の義務なし）

○一方、半額登録金国民本部は、根拠のない大学入学金の廃止運動を広げ、**国立大学は2018年から、私立大学の場合は4～5年間段階を踏んで今年（2023年）全て廃止になった。**

○さらに、「**高等教育財政交付金法（学生数に連動して財政支援）**」の制定を求めて、高等教育財政の安定的な確保のために努めている。

9. 出生人口の減少による地方大学定員割れの続出と、公営型私立大学(案)の台頭

○地方大学危機論と地域均衡発展論

○民主的に理事会を構成・運営する私立大学を、公営型私立大学化（政府依存型私立大学）することを主張

○コロナ禍で非対面での授業が全面化すると、私立大学の在学生らが登録金返還訴訟 → 一審で敗訴

10. 登録金凍結の長期化と私立大学の不満の高まり、そして、ユン・ソンニョル行政部の責任転嫁的な高等教育政策

- 15年間登録金の凍結が続く中で、私立大学の不満が高まる。
- 地方政府に高等教育の責任を転嫁する政策—地方自治政策
- 私立大学の廃校を促す政策
- 私立大学に対する各種の規制を緩和する政策
- グローバル大学（30校のみに集中して支援を行う）政策で地方の私立大学の廃校の危機
- 民主党、学資金貸出の利息を帳消しする政策を推進
- 正義党、専門大学と国公立大学から無償教育にすることを公約として掲げる。

〈表1〉 2022年大学登録金の現況 (年間登録金、単位:万ウォン≒千円)

区分		人文社会	自然科学	工学	芸術・ 体育系	医学	平均
4年制 大学	国立	355	436	451	466	823	428
	私立	651	780	831	828	1,049	752
専門大学	国立	259	280	280	280	0	273
	私立	547	613	628	662	0	607
一般大学院 (修士)	国立	237	286	300	323	416	285
	私立	449	549	610	601	709	542
専門大学院 (修士)	国立	401	287	387	226	555	396
	私立	849	663	706	642	1,086	828

〈表2〉OECD諸国「独立型私立」教育機関に登録した学生の割合

順位	国家	割合(%)	順位	国家	割合(%)
1	韓国	80	13	ノルウェー	10
2	日本	78	14	ニュージーランド	10
3	チリ	71	15	リトアニア	10
4	フィンランド	48	16	スウェーデン	10
5	アメリカ	26	17	エストニア	8
6	ラトビア	24	18	トルコ	8
7	オーストラリア	22	19	ドイツ	7
8	フランス	22	20	ハンガリー	5
9	オーストリア	21	21	アイルランド	3
10	スペイン	20	22	デンマーク	0
11	イタリア	15	23	オランダ	m
12	イスラエル	12	24	カナダ	m

注1) 基準年度：オーストラリアとドイツの場合は2018年、チリやイスラエル、韓国、ニュージーランドの場合は2019年、イングランド（イギリス）やエストニア、スペイン、アメリカの場合は、2018/19学年度、フィンランドとアイルランドの場合は、2020/21学年度。

注2) m：資料が当該国家で収集されなかったか、無応答のため、入手することが難しいことを表す。

※ 資料：教育部、2022 OECD教育指標、343ページ。

〈表3〉高校卒業者の大学進学率 (単位:%)



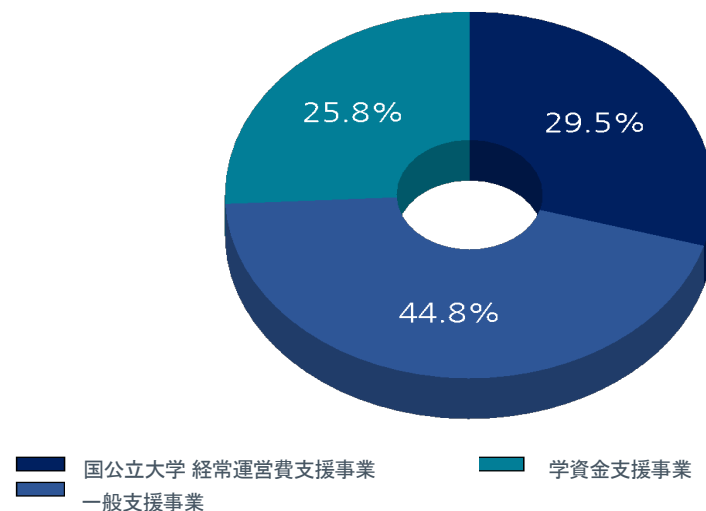
〈表4〉18歳人口比の大学入学定員（単位：人）

区分	2023年	2024年	2025年	2030年	2035年	2040年
18歳人口 (a)	442,830	434,784	454,621	470,324	385,875	259,004
入学定員 (b)	463,515	463,515	463,515	463,515	463,515	463,515
不足人数 (a-b)	-20,685	-28,731	-8,894	6,809	-77,640	-204,511

注1) 18歳人口：統計庁の推定した将来人口推計（中位推計）資料

注2) 入学定員：一般大学、産業大学、教育大学、専門大学の2022年入学定員の資料

〈表5〉 2021年における国の高等教育財政支援の現況



区分	一般支援事業	学資金支援事業	経常運営費支援事業	合計
中央政府	6兆9,844億ウォン (47.8%)	4兆180億ウォン (25.8%)	4兆5,943億ウォン (29.5%)	15兆5,967億ウォン (100%)